

○宜野湾市民図書館協議会運営規則

平成3年11月15日
教育委員会規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、宜野湾市民図書館条例(平成3年宜野湾市条例第22号)第5条に定めるもののほか、宜野湾市民図書館協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 協議会は、図書館の運営に関し図書館長の諮問に応ずるとともに図書館の行う事業について、図書館長に対し意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議長は、会長が務める。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、宜野湾市民図書館において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、議事の手続きその他協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。